

令和3. 3. 12 衆法 吉田宣弘（公明）

問／裁判所のワークライフバランスの推進に向けた取組について問う。

答 裁判所においては、これまでも女性の活躍、とりわけ女性職員の登用拡大や職員のワークライフバランスの推進に取り組んできており、平成28年3月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる女性活躍推進法）に基づき、特定事業主行動計画を策定し、職場環境の整備等を進めてまいりました。これからも、子育てや介護を担う男女を含む組織全員の力を最大限発揮できるよう、女性職員の登用拡大や職員のワークライフバランスの推進に向けて、職場での仕事の進め方の見直しや職員の意識の改革、男性職員による育児休業取得促進を始めとする仕事と家庭生活の両立に向けた支援や環境整備、女性職員に対する職務経験の付与等に取り組んでいくこととしております。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 吉田宣弘（公明）

問2 今般の改正案の内容について、ワークライフバランス推進を図ることに加え、事件処理の支援のための体制強化のためともお聞きしているのですが、近年の事件数の推移について簡単に教えていただきたい。

(答) ※パターン1

- 地方裁判所及び家庭裁判所に第一審として係属する事件は、近年、一部の事件類型を除いて、概ね減少傾向か横ばい傾向にある。
- 具体的には、民事訴訟事件については、いわゆる過払金訴訟の減少を受け、近年は減少傾向にあり、刑事訴訟事件についても、同様に減少傾向にある。
- 他方で、家庭裁判所の家事審判事件については、主に後見関係事件の増加によって増加傾向が続いている。また、家庭裁判所の少年事件については、近年減少傾向が続いている。

(答) ※パターン2（詳細版）

- 民事訴訟事件について
地方裁判所の民事訴訟事件の新受事件数は、近年減少傾向にあり、いわゆる過払金訴訟が多かった平成22年には約23万9000件であったが、令和2年には約13万9000件となっている。
- 刑事訴訟事件について
地方裁判所の刑事訴訟事件の新受人員は、（民事訴訟事件と同様に）近年減少傾向にあり、平成22年には約8万6000件であったが、令和2年には約6万7000件となっている。
- 家事事件について

家庭裁判所の家事審判事件の新受件数は、近年増加傾向が続いており、平成22年には約63万3000件、令和2年には約92万7000件となっているところ、増加数の大部分は後見関係事件（※）数の増加によるものである。

家事調停事件の新受件数は、平成22年には約14万1000件であったが、近年はおおむね横ばいで推移し、令和2年は約13万1000件となっている。

（※）後見関係事件：後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見契約に関する法律関係、

後見等監督処分及び報酬付与

○ 少年事件について

家庭裁判所の一般保護事件の新受人員は、減少傾向が続いている、令和2年は約5万2000件となっている。

○ 以上のとおり、事件動向は、家事事件を除いて落ち着きをみせている。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 吉田宣弘（公明）

問3 減員される技能労務職員等とはどのような職員をいうのか
　国民の皆様に分かりやすくご説明いただきたい。

（答）

- 技能労務職員は、庁舎の清掃や警備、電話交換といった庁舎管理等の業務や自動車の運転等の業務を行っている職員である。そして、この技能労務職員の定員の合理化は、定年等の退職に際し、裁判所の事務への支障の有無を考慮しつつ、外注化による合理化等が可能かを判断し、後任を不補充とすることにより生じた欠員について実施している。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 吉田宣弘（公明）

問4 技能労務職員等の減員は裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴っているとお聞きしていますが、裁判所事務の合理化及び効率化について具体的にご説明いただきたい。

(答)

- 事務の合理化等につきましては、例えば庁舎の清掃について外部委託等による代替を行うほか、電話交換についてダイヤルイン化を行うことによってなるべく人手がかからないようにするといったことをしている。
- そのため、技能労務職員の定員を合理化しても、裁判所の業務に支障が生じることはないと考えている。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 吉田宣弘（公明）

問5 裁判官以外の裁判所の職員の員数は17人減少することになる訳ですが、この増減に伴い人件費は影響を受けるのかについて教えていただきたい。

(答)

- 今回の定員の増減により、人件費は約1億5800万円の減となる。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 階猛（立民）

問1 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化の実情をどのように把握しているか。

（答）

- 最高裁としては、下級裁の裁判官や弁護士との意見交換等の機会を捉えて実情把握に努めているほか、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証においても、審理期間が長期化している状況を不斷に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどしているところである。
(その上で、争点中心型の審理の実践や多角的な検討が可能となる合議体による審理の充実・活用の方策等につき裁判官による協議会等において協議を行うとともに、金融・経済、医療、建築、IT等の専門分野について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしている。)

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 階猛（立憲）

問2 合議率の上昇が審理期間の短縮化に結び付いているか。

(答)

- 裁判所では、民事訴訟事件の複雑困難化に対応し、充実した審理を実現するため、合議体による審理の充実・活用を図ってきており、少しずつではあるが合議率が上昇し、既済事件における合議率は約6%（※~~復~~を除いたもの）に、未済事件に占める合議率は約15%（※~~復~~を除いたもの）になっていいる。
- 他方で、民事訴訟事件全体の平均審理期間は、長期的にみれば短縮傾向にあったが、ここ数年は少しずつ長期化する方向へと転じてきている。
- 複雑困難事件について、適正かつ迅速に終局に導いていくためには、3人の裁判官が議論を尽くして紛争の実相をつかむことが肝要であり、現場からは、合議事件に付することにより、期日回数が減ったり、和解が成立しやすくなったりするといった効果も聞かれている。そのため、合議体による審理は、個々の複雑困難事件の迅速かつ充実した解決につながるものと考えている。

他方で、合議体による審理は、3人の裁判官が事件の内容について徹底的に議論をするなど合議の時間を確保する必要があり、手続においても、法廷での弁論や証拠調べに同時に関与する必要があることなどから、単独事件処理よりも時間と労力がかかる面も否定できない。

そこで、近年の複雑困難事件の増加を受け、合議体で審理すべき事件は適切に合議に付しつつ、訴訟関係人の理解と協力を得つつ争点中心型審理の実践に努めるなど、合議体による複雑困難事件の審理の充実・促進と、訴訟事件全体の審理

期間の短縮の両立に努めていく必要があると認識している。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 階猛（立民）

問3 訴訟手続の審理期間及び合議率の目標の達成状況を説明せよ。

（答）

- 審理期間について、裁判の迅速化に関する法律において「第一審の訴訟手続については、二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させること」を目標としているところ（同法第2条）
令和元年の民事訴訟事件の平均審理期間は9.5月となっているものの、審理期間が2年を超えて係属する事件は依然として約9800件に及んでいる。また、合議率については、従前から10%を目標に取り組んできたところであるが、令和元年の民事訴訟事件の合議率は6.7%（行政訴訟も含めた訴訟事件全体の合議率は7.3%）となっており、審理期間及び合議率のいずれについても一定の成果は上がってきてているものの、今申し上げたような目標は達成できておりず、一層の運営改善の努力が必要であると認識している。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 階猛（立民）

問4 実員ではなく欠員を減らすための裁判官の定員削減は、上記の達成を阻害するか。

（答）

- 裁判官の定員の減員については、将来の事件処理態勢への影響のほか、判事補の採用等への影響が考えられるところであり、中長期的な観点も含めて慎重に見極めていく必要があると考えている。
- 欠員を減らすための定員の減員を行うことで、上記の達成を直ちに阻害するとは言えないものの、一般論としては、今後の充員の可能性にもよって、実員を補充することができなくなることもあり得る点を踏まえれば、今後において阻害要因となる可能性も否定できないところである。

令和3. 3. 12 衆法 階 猛（立憲民主）

問5 今年12月1日時点での判事の欠員数は、どの程度になると見込んでいるか。

答 過去の傾向を基にして数字をお示しすると、令和3年12月1日時点における判事の欠員数については、90人から140人程度になるものと見込んでいる。

令和3. 3. 12 衆法 隅 猛（立憲民主）

問6 每年12月1日時点の判事の欠員が近年増加傾向にある理由は何か。

答 每年12月1日現在の判事の欠員について、平成29年度以降、それ以前に比べて増加していることについては、新司法試験の導入に伴う判事補任命時期の変更が影響しているものと考えている。すなわち、平成23年度から平成28年度までは毎年10月に判事補から判事に任命されていたのに対し、平成29年度以降は、毎年9月及び1月に判事補から判事に任命されるようになるとともに、9月に任命される判事よりも1月に任命される判事の方が多くなってきたことが影響しているものと考えている。

令和3. 3. 12 衆法 階 猛（立憲民主）

問7 定年前の判事の退職者数は、平成28年度以降どのように推移しているか。

答 定年前の判事の退官者数は、平成28年度が39名、平成29年度が33名、平成30年度が34名、令和元年度が29名である。

（なお、令和2年度は39名となる見込みである。）

（定年前の判事退官者内訳）

年度	定年	定年以外				合計
		依願退官	任期終了	死亡	小計	
平成28年度	18	34	3	2	39	57
平成29年度	22	27	4	2	33	55
平成30年度	27	30	3	1	34	61
令和元年度	16	25	3	1	29	45
令和2年度	22	31	7	1	39	61

※ 令和2年度は見込み数

令和3. 3. 12 衆法 階 猛（立憲民主）

問8 定年前の判事の主な退職理由は何か。

答 定年前に退官する理由について網羅的に把握しているわけではないが、例えば、弁護士や大学教員等への転身を理由とするものや、家族事情や健康上の理由によるものなどがある。

令和3. 3. 12 衆法 隅 猛（立憲民主）

問9 判事補の任官者減少が止まらない理由は何か。

答 裁判所としては、できる限りの充員に努めているところではあるが、新任判事補の採用数が伸び悩んでいる理由としては、判事補の給源となる司法修習終了者の人数が減少していることに加え、弁護士として活躍する分野が広がっているだけでなく、大規模法律事務所等との競合が激化していることや、大都市指向の強まりや配偶者が有職であることの一般化に伴って異動（転勤）への不安を持つ司法修習生が増えていることなどが理由となっていると考えている。

令和3. 3. 12 衆法 階 猛（立憲民主）

問10 採用を増やすために今年度は新たな方策を取ったのか。

答 これまで、実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から、司法修習生に対し、裁判官のやり甲斐や魅力を伝えるほか、異動の希望や負担にはできる限り配慮していることなどを伝えるなどしてきたところである。また、昨年度から、選択型実務修習の全国プログラムとして最高裁修習プログラムを新設し、最高裁判事の講話や最高裁調査官の講義等を実施するなどしている。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、分野別実務修習の一部が在宅となったり、選択型実務修習の全国プログラムが中止となったりしたが、これを補うため、司法研修所教官がウェブ会議を用いて司法修習生からの進路相談に応じるなど、できる限りの工夫を行ったものであり、今後とも、裁判官にふさわしい資質、能力を備えている者に任官してもらえるよう努力してまいりたい。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 階猛（立憲）

問11 今後の事件動向や充員見込みはどうなっているか。

（答）

（判事補の定員の在り方について検討していく上では、その時々の事件動向や充員の状況を踏まえる必要があるところ）

- 今後の事件動向については、例えば、過去にはいわゆる過払事件の急増があったように、社会経済情勢の変化等に影響を受けるものであることから、中長期的な予測をすることが困難である。
- また、判事補定員の充員見込みについては、裁判官にふさわしい資質、能力を備えた人にはできる限り任官してほしいと考えており、判事補の採用予定人数等を定めるといったことはしておらず、充員見込みを正確にお答えすることも困難であることは御理解いただきたい。ただし、1月16日現在の欠員が171となっているところ、判事補の給源となる司法修習生の人数が減少していることや、近年の判事補の任官者数などから、一定の欠員が生じることが見込まれる。
- いずれにしても、判事補にふさわしい資質、能力を有する司法修習生が、裁判官の職務のやりがいや魅力を理解して任官を志してもらえるよう努力を重ねてまいりたいと考えております。今後とも、裁判官にふさわしい人を採用し、裁判の運営に必要な態勢を確保できるよう努力してまいりたい。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 階猛（立憲）

問12 昨年度は今年より欠員が少なく任官者が多かった中で判事補の定員を30削減したのに、今年度はなぜ定員を維持するのか。

(答)

- 裁判所では、近年、事件動向や事件処理状況、判事補の充員可能性等を踏まえた上で、判事補の減員を継続して行ってきたところである。そのため、さらに判事補を減員するに当たっては、採用（志望）に与える影響や将来の事件処理態勢確保の観点などから、これまでの減員の影響も見極めつつ、より慎重な検討を要すると考えている。令和3年度は、判事の増員をしないということも併せて考える必要があり、また、新型コロナウイルス感染症が今後の事件動向等に与える影響についても考慮する必要があることから、判事補の減員をしないこととした。
もっとも、引き続き充員には努めていきたい。

令和3. 3. 12 衆法 隅 猛（立憲民主）

問13 合格者の質の低下と判事補任官者数の減少は無関係
と言えるか。

答 最高裁において所管している司法修習生の質について申し上げると、例えば、法曹に必要な資質、能力を備えているかどうかを判定する目的で行われている二回試験の不合格者を見ても、近年大きく増加する状況ないことからすれば、司法修習生の質が低下しているという事情は見当たらぬと考えている。

判事補任官者数が減少している原因については、先ほど申し上げたとおり（判事補の給源となる司法修習終了者の人数が減少していることに加え、大規模法律事務所等との競合が激化していることや、大都市指向の強まりや配偶者が有職であることの一般化に伴って異動への不安を持つ司法修習生が増えていることなど）であり、司法修習生の質の低下によるものとは考えていない。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 藤野保史（共産）

問1 本法案の「立法の目的」を読むと、「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。」とあるが、「裁判所の職員の数を減少する必要がある」というのはどういう意味か。なぜそういう判断になるのか。

(答)

- 令和3年度は、事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進のため、裁判所書記官を2人、裁判所事務官を39人それぞれ増員し、態勢整備を図ることとしているが、他方において、政府の定員合理化の方針に協力し、裁判部門に支障をきたすことなく、アウトソーシングを始めとした事務の合理化等が可能な技能労務職員等の定員を合理化する形で、58人減員することとしている。以上の増減を通じて、今回の法案は、最終的に、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減員することとなるものであり、この点を端的に表したのが本法案の目的とされているところである。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 藤野保史（共産）

問2 これまでの定員合理化計画の下で職員の数を減少させてきたことが、職場にどのような影響を及ぼしているか、結果を検証すべきではないか。

(答)

- 裁判所においては、従前から裁判部門以外の部門に限定して、政府の定員合理化の方針に協力し、技能労務職員等の定員を合理化してきている。
- 技能労務職員等の定員の合理化を行うにあたっては、既存業務の見直しや事務統合による業務の最適化等により、業務の合理化を行っているところである。
- 技能労務職員等の定員の合理化は、定年等による退職に際し、裁判所の事務への支障の有無を考慮しつつ、外注化による合理化等が可能かを判断し、後任を不補充とすることにより生じた欠員について行っているところである。現時点では、基本的には、裁判所の事務に支障は生じていないと認識しているが、引き続き、外注化等の代替措置の裁判所の事務への影響の有無等を含め、職場にどのような影響を及ぼしているかなど現場の実情の的確な把握に努めてまいりたい。

(対家庭局長)

家庭局 作成

3月12日(金)衆・法 10:35~11:05 藤野保史議員(共産)

問3 児童福祉法28条1項事件、33条5項事件について、それぞれ、その内容、事件動向、審理の実情について伺いたい。

(答)

事件の内容について

【28条1項事件の内容】

児童福祉法28条1項事件は、虐待を受けたなどの児童を施設に入所させるなどの措置を採ることが親権者等の意に反するときに、都道府県や(権限の委任を受けた)児童相談所長が、家庭裁判所にその措置に関する承認を申し立てる事件である。

【33条5項事件の内容】

児童福祉法33条5項事件は、親権者等の意に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長等が、家庭裁判所に対して引き続いての一時保護の承認を求めて申し立てる事件である。

※ 児童福祉法等の平成29年改正法(平成30年4月施行)により新設。

審理の実情について

【28条1項事件の審理の実情】

- 家庭裁判所においては、著しく児童の福祉を害する事情の有無について、親権者等の陳述を聴取するなどしながら、個別の事案に応じて、適切な審理がされているものと認識している。

(具体的な審理方法について答える場合)

- 家事事件手続法236条では、家庭裁判所は、審判に当たり、申立てが不適法であるとき等を除き、親権者等及び15歳以上の子の陳述を聴かなければならぬとされており、審問等により親権者等の陳述を聴取することに加え、心理学、教育学などの行動科学の専門的知見及び技法を有する家庭裁判所調査官が児童と面接するなどの方法により、子の意思の把握等に努め、これらを適切に考慮しつつ、審判をしているものと承知している。

(15歳未満の子の意思の把握について答える場合)

- 家事事件手続法65条は、「家庭裁判所は、…未成年である子…がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければ

ならない。」と定められており、家庭裁判所調査官が児童のいる場所に赴いて面接をする等の方法により子の意思の把握に努めているものと承知している。

【33条5項事件の審理の実情】

- (一時保護は、施設入所等の措置や指導措置を採るに至るまで、児童の安全を確保し、適切な保護を図るため又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために行われるものであり、原則として2か月を超えてはならないが、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができるとされていることから、) 家庭裁判所は、一時保護の目的に照らし、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが適正かどうかについて、親権者等の陳述を聴取するなどしながら、個別の事案に応じて、審査しているものと承知している。

(具体的な審理方法について答える場合)

- 家事事件手続法236条では、家庭裁判所は、審判に当たり、申立てが不適法であるとき等を除き、親権者等及び15歳以上の子の陳述を聴かなければならないとされている。審問等により親権者等の陳述を聴取するほか、児童の陳述の聴取については、できる限り当初の一時保護の期間である2か月以内に承認の要否について審判することが望ましい等、特に短期間で迅速な審理をする必要があることから、家庭裁判所調査

官による面接の方法に限らず、書面照会の方法によるなど、個別の事案にも応じて、適切な方法がとられているものと承知している。

(15歳未満の子の意思の把握について答える場合)

- 家事事件手続法65条は、先に申し上げたとおり、「適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。」と定めている。先ほど申し上げたとおり、33条事件においては、短期間で迅速な審理を行う必要があるところ、個別の事案に応じてではあるものの、児童相談所において把握し申立書の添付資料として提出される報告書に記載された子の客観的な状況や意向等から子の意思を把握しているものと承知している。

(更問：家庭裁判所調査官による意思の把握がされることはないのか。)

事案の内容や、児童相談所の報告書等からうかがわれる児童の意思、児童の年齢等の諸般の事情を考慮した上で、個別の事案に応じて、裁判官が児童の意思を確認することが必要と考えた場合には、15歳未満の児童についても、家庭裁判所調査官による調査の方法等による意思の把握が行われることもあり得るものと承知している。

事件動向

【28条1項事件の動向】

○ 新受件数

近時増加傾向にあり、令和元年度は493件、令和2年度は、速報値で481件であり、10年前の倍以上となっている。

児童福祉法28条1項事件の新受件数－全家庭裁判所

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
235	300	276	279	254	269	288	372	493	481

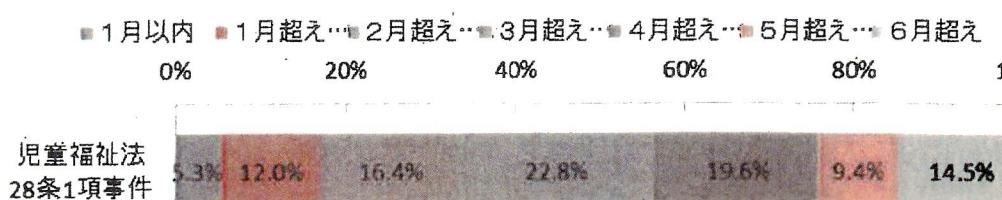
※ 司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

(○ 審理期間)

(令和元年度の数値によれば、5割を超える事件が4か月以内に終結している。)

○児童福祉法28条1項事件の審理期間別件数（令和元年）

	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え	合計
児童福祉法 28条1項 の事件	23	52	71	99	85	41	63	434



※ 令和2年度の数値は集計中

※ 平成30年度は、6割を超える事件が4か月以内に終結しており、審理期間は長期化傾向。

【33条5項事件の動向】

○ 新受件数

平成30年（4月以降）が346件（年間に換算すると461件），令和元年が539件，令和2年が489件となっている。

（○ 審理期間）

（令和元年度の数値によれば，6割を超える事件が申立てから15日以内に終結しており，迅速な審理が行われていると考えられる。）

○児童福祉法33条5項事件の審理期間別件数（令和元年）

	15日以内	15日越え 20日以内	20日超え 1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え	合計
児童福祉法 33条5項 の事件	326	114	58	23	3	0	524



※ 令和2年度の数値は集計中

※ 平成30年度は、7割を超える事件が15日以内に終結しており、審理期間は長期化傾向。

令和3. 3. 12 衆・法務委員会 藤野保史（共産）

問4 コロナ禍の下でDVや性暴力が増え、それに伴い家庭事件も増加しているのであるから、家裁調査官をはじめ、裁判所の人的・物的充実が必要ではないか。

（答）

- 現時点では、新型コロナウイルス感染症に起因して裁判所の事件の動向に顕著な変化が生じているとまでは認識していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、そこから生じる法的紛争に対して適切に対応していくことは裁判所の責務であり、そのために必要な態勢整備を図ることは重要であると考えている。
- 家裁調査官については、その特色である行動科学の知見等に基づく専門性を十分に發揮して的確な事件処理を図れるよう、これまでも、家庭事件の複雑困難化といった事件動向や事件処理状況に加えて、児童福祉法改正による影響等も踏まえて、必要な態勢の検討を行ってきたところである。
(○ 具体的に申し上げると、平成12年度から平成21年度までの間に合計73人の増員を行い、必要な態勢整備を行ってきたところである。)
- 最近の事件動向として、児童福祉法33条の改正のほか、児童福祉法28条の事件も全体としては増加傾向にあるが、家事事件全体の事件数の増加傾向は、主には成年後見関係事件が累積的に増加していることによるものであり、成年後見関係事件では家裁調査官の関与が限定的である。また、少年事件の事件数について見ると、この10年だけでも約3分の1程度にまで減少している。
このような事件動向や事件処理状況等を考慮した結果、令和3年度においては、家裁調査官をはじめ現有人員の有効活用をすることによって、家庭事件の適正で迅速な解決を図る

ことができるところである。

- そのほか、コロナ禍の下で、各種事件処理に支障をきたすことのないよう、必要に応じて、手続に用いる部屋について柔軟に対応したり、事件関係室の整備を行うなどしているところである。
- いずれにしても、裁判所としては、新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響に注視しつつ、今後の事件動向や事件処理状況等を踏まえて、人的・物的態勢の整備に努めてまいりたい。